

県内の患者の発生状況

1 検査陽性者の状況（令和2年4月27日 24時現在）

（単位：人）

検査実施者数	陽性者数（累積）					
	入院（宿泊療養を含む）			死亡	退院	
	中等症以下	重症				
7,063	630	348	318	30	24	258
+141	+1	-5	-8	+3	0	+6

[入院内訳]

※下段は前日比

区分	確保病床等	患者数	差引	備考
入院等	454	258	196	翌日入院者を含む
宿泊	378	90	288	
合計	832	348	484	

2 患者クラスター（集団）別等の患者数（399人）

（単位：人）

区分	延べ患者数
神戸市中央市民病院（神戸市）	33
神戸赤十字病院（神戸市）	25
神戸西警察署（神戸市）	12
神戸市環境局（神戸市）	15
健康観察等が終了したもの（認定こども園、宝塚第一病院、グリーンアルス伊丹、仁恵病院、ライブ関係 等）※重複4人	109
海外渡航関係	25
その他（県外陽性者の濃厚接触者 等）	184
人員	399

3 調査中（陽性確認から約2週間）（146人）

区分	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	計
推定感染源を確認中	13	41	2	3	6	14	79
他府県等へ調査依頼中	1	3	0	1	1	0	6
調査困難・非協力	2	1	0	0	0	0	3
調査中	9	31	1	0	6	11	58
合計	25	76	3	4	13	25	146

4 感染源不明（85人）

区分	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	計
合計	12	49	1	8	1	14	85

令和2年4月28日

新型コロナウイルス感染症入院医療機関等の状況

1 入院医療機関(感染症医療機関：9、一般医療機関：30、合計：39)

(単位：床、人)

受入可能病床 (①)			入院患者数 (②)			差 引 (①-②)		
計	重症	中軽症	計	重症	中軽症	計	重症	中軽症
454	46	408	258	30	228	196	16	180

2 療養施設(3施設)

(単位：人)

受入可能数 (①)	在施設数 (②)	差 引 (①-②)
378	90	288

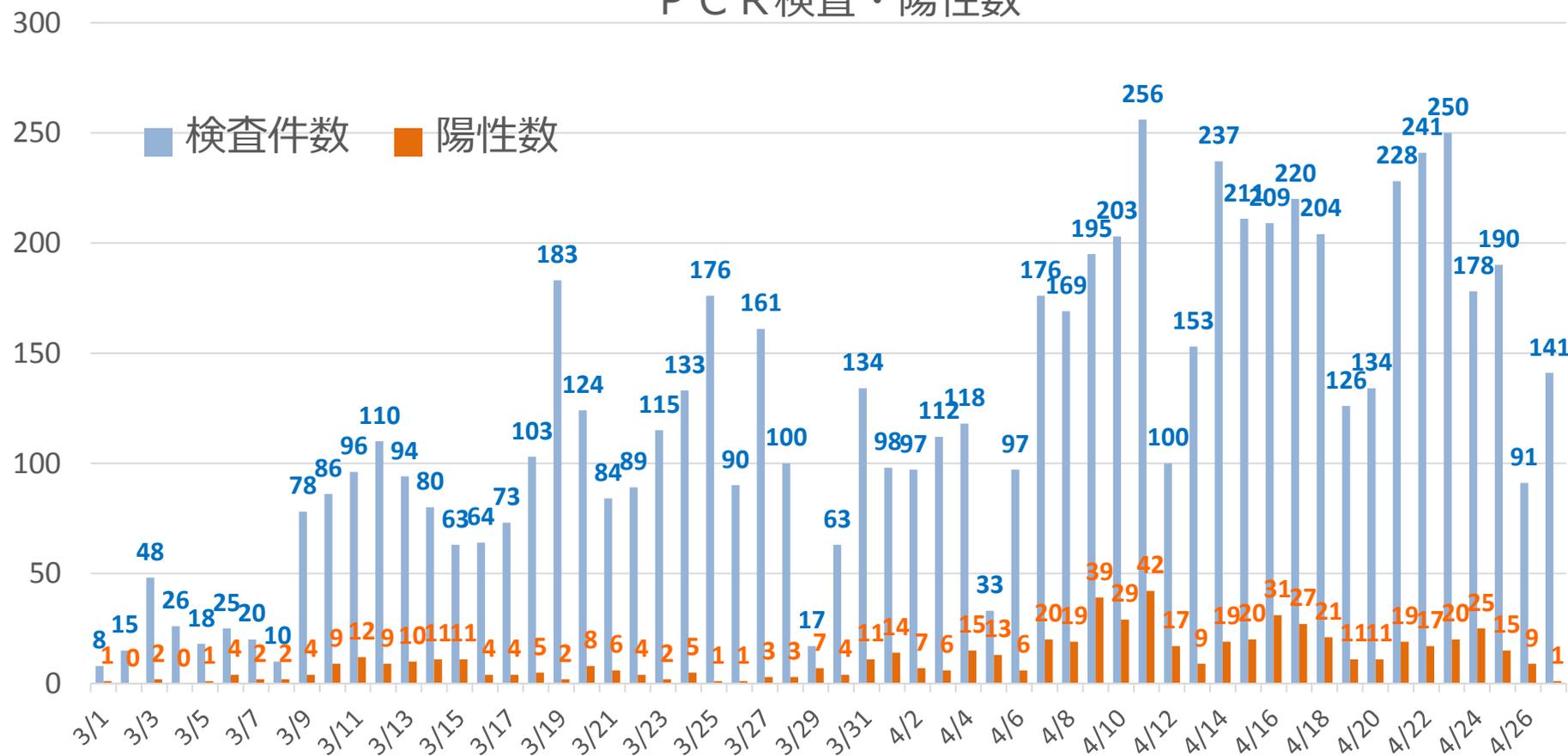
3 帰国者・接触者外来

46機関

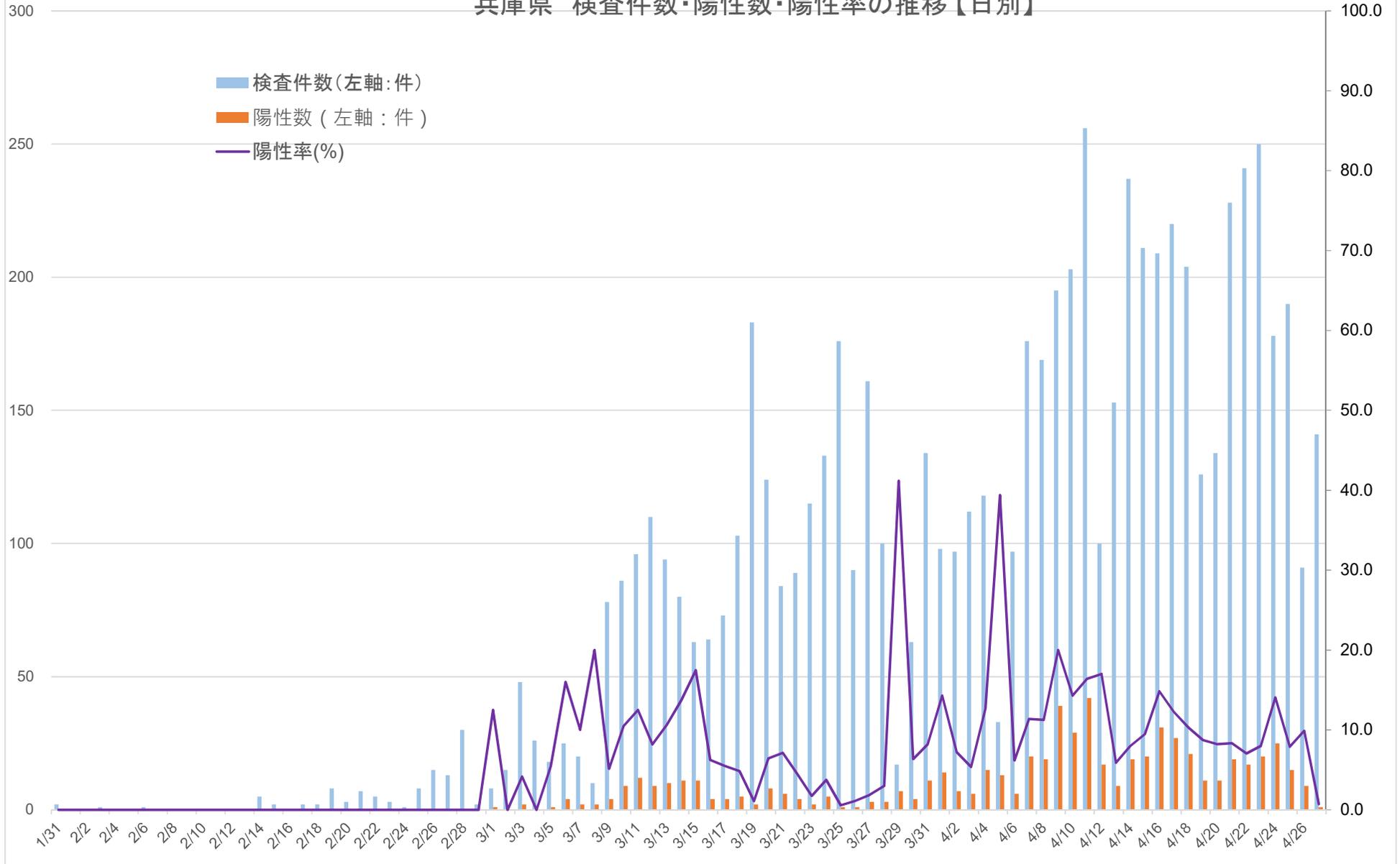
検査陽性者の状況 4/27時点

検査数 (累計) 7063	陽性者数 (累計)				
	入院(宿泊療養を含む) 348	中等症以下 318	重症 30	死亡 (累計) 24	退院 (累計) 258

PCR検査・陽性数



兵庫県 検査件数・陽性数・陽性率の推移【日別】



マスク・防護服等の確保に係る状況について

1 医療用マスク

4/27時点 薬務課調

(1) 感染症指定医療機関(9か所)

6月下旬まで在庫確保

(2) 協力医療機関(50か所)

6月下旬まで在庫確保

(3) その他病院・有床診療所等(454か所)

6月中旬まで在庫確保

(4) 今後の受入予定

区分	在庫	使用量/(月)	差引
サージカルマスク	5,453 千枚	2,838 千枚	2,615 千枚
N95マスク	176 千枚	99 千枚	77 千枚
合計	5,629 千枚	2,937 千枚	2,692 千枚

区分	種類	枚数	納入予定日
国提供	N95マスク	90,000 枚	4/28
	サージカルマスク	100,000 枚	4/28
民間提供	サージカルマスク	200,000 枚	5月中旬
県購入	サージカルマスク	1,300,000 枚	10万枚(5/7) 100万枚(5月中旬) 20万枚(5月下旬)
	N95マスク	200,000 枚	5万枚(5月初旬) 10万枚(5/11頃) 5万枚(5月中旬)
	防塵マスク	10,000 枚	5千枚(4月下旬) 5千枚(5月初旬)
合計		1,900,000 枚	

(5) 医療機関等への配布マスク

区分		サージカルマスク	N95マスク	合計
受入済数	国提供	3,850,000 枚	19,000 枚	3,869,000 枚
	中国提供	700,000 枚	50,000 枚	750,000 枚
	民間提供	12,000 枚	10,000 枚	22,000 枚
	合計	4,562,000 枚	79,000 枚	4,641,000 枚
配布済数		4,463,800 枚	76,900 枚	4,540,700 枚
保管中		98,200 枚	2,100 枚	100,300 枚

2 防護服等

4/27時点 薬務課調

(1) 感染症指定医療機関(9か所)

フェースシールドは6月下旬まで在庫確保

防護服・ガウンは5月中旬まで在庫確保

(2) 協力医療機関(50か所)

フェースシールドは6月下旬まで在庫確保

防護服・ガウンは5月中旬まで在庫確保

(3) その他病院・有床診療所等(454か所)

6月上旬まで在庫確保

(4) 今後の受入予定

区分	在庫	使用量/(月)	差引
防護服・ガウン	512 千枚	569 千枚	▲ 57 千枚 ※
フェースシールド	303 千枚	136 千枚	167 千枚
合計	815 千枚	705 千枚	110 千枚

※今後の受入予定を加味すると、概ね6月中旬まで確保

提供・購入元	種類	枚数	納入予定日
県購入	防護服・ガウン	317,000 枚	防護服: 1万2千枚(4/28) 5万枚(5月中旬) ガウン: 5千枚(4/28) 15万枚(5月上旬) 10万枚(5月下旬)
	フェイスシールド	130,000 枚	3万枚(4/28頃) 10万枚(5月中旬)
合計		447,000 枚	

(5) 医療機関等への配布防護具

区分		防護服・ガウン	フェースシールド	合計
受入済数	国提供	44,025 枚	104,000 枚	148,025 枚
	県購入	3,370 枚	49,800 枚	53,170 枚
	合計	47,395 枚	153,800 枚	201,195 枚
配布済数		47,395 枚	142,400 枚	189,795 枚
保管中		0 枚	11,400 枚	11,400 枚

5月7日以降の学校運営について

令和2年4月28日

教育委員会

1 今回の判断の背景

- ・緊急事態宣言の期限が5月6日（水）のため、7日（木）及び8日（金）の対応について、遅くとも5月2日からの連休前には、県立学校・市町に連絡する必要がある
- ・また、県・市町懇話会において、市町長からは、市町が判断する時間を設けることができるよう、できるだけ早期に県の方針を示すよう求められている。
- ・一方で、今後の方針を決めるにあたっては、緊急事態宣言、特定警戒都道府県の指定など国の動向を見極めることが不可欠であるが、現時点では、国の判断は、5月5日頃と見込まれていることから、県独自の判断を行わざるを得ない。

2 感染状況（公表資料を基に教育委員会で作成）

- ・現時点では、県全体では依然として感染が発生している
- ・学区別にみると、第1学区（神戸・淡路）・第2学区（阪神・丹波）は発生が多く、第3学区（東播磨・北播磨）・第4学区（中播磨・西播磨）は発生が比較的少ない状況である。第5学区（但馬）は依然として発生がない。

学区	4/7	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/7以降
第1	5/67	15/231	11/242	13/255	16/271	7/278	5/283	0/283	216
第2	12/122	4/228	2/230	1/231	7/238	6/244	2/246	1/247	125
第3	2/10	0/40	3/43	4/47	1/48	2/50	1/51	0/51	41
第4	1/28	0/35	1/36	2/38	0/38	0/38	1/39	0/39	11
第5	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0
その他	0/2	0/9	0/9	0/9	1/10	0/10	0/10	0/10	8
県計	20/229	19/543	17/560	20/580	25/605	15/620	9/629	1/630	401

※当該日発生件数／累計件数

3 5月7日以降の学校運営

臨時休業期間を5月31日（日）まで延長する

（考え方）

緊急事態宣言の期限は5月6日とされているものの、現時点では、国における緊急事態宣言の取扱いが未定であるが、学校及び市町からは7日以降の学校運営の方針を早期に示すことを求められている。

このため、県内及び近隣府県の感染状況等を踏まえ、5月31日まで臨時休業を延長する。また、登校可能日は設定しない。夏期休業の縮小を含めて、授業計画の再検討を行う。

なお、緊急事態宣言が解除されるなど状況の変化があった場合は、改めて、学校運営の方針を検討する。

（参考）5月末までの臨時休業の延長を決定している府県（11県）（現在把握できている府県）

群馬、茨城、愛知、岐阜、三重、滋賀、京都、奈良、岡山、広島、熊本

作成年月日	令和2年4月28日
作成部局課室名	企画県民部災害対策局災害対策課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止（休業）の要請を行った施設について（公表）

兵庫県では新型コロナウイルス感染症の防止対策のため、兵庫県緊急事態措置により、令和2年4月15日から感染の拡大につながるおそれのある県内の施設に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく、施設の使用制限等の協力要請を行ってきました。

令和2年4月28日、新たに1施設、施設の使用制限等の協力要請に応じていないことが確認されたので、同日付で、同法第45条第2項に基づく施設の使用停止（休業）の要請を行うこととしました。この旨、公表します。

（令和2年4月28日付）

番号	施設名	所在地	要請の内容	要請の理由
7	フェニックス長田店	神戸市長田区菅原通6丁目2番地	施設の使用停止 （休業）	新型コロナウイルス まん延防止のため

（令和2年4月27日付）

番号	施設名	所在地	要請の内容	要請の理由
1	フェニックス新在家	神戸市灘区新在家北町1丁目1番30号	施設の使用停止 （休業）	新型コロナウイルス まん延防止のため
2	フェニックス摩耶店	神戸市灘区味泥町6番1号		
3	ぱちんこ村	豊岡市寿町4番8号		
4	ワールドカップ	豊岡市土渕1206番地		
5	ワールドカップⅡ	豊岡市土渕1200番地		
6	山光会館	佐用郡佐用町横坂字塚ノ元400番地3		

（問い合わせ先）企画県民部 災害対策局 災害対策課 防災情報班 TEL078-362-9811

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、これまで以上に国や市町等と連携・協力し、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、同法第24条第9項及び第45条第1項の規定等に基づく以下の緊急事態措置を実施する。

I 区域 兵庫県全域

II 期間 令和2年4月7日～令和2年5月6日

III 緊急事態措置

1 医療体制

(1) 入院体制の強化

- 現在確保している病床（454床）に加え、一定の感染症予防策が講じられた病床確保を進め、感染症病床54床を含め、合計500床（うち重症対応60床）を確保する。
県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を強化する。
- 感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を講じた入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について、さらなる引き上げを国に要請する。県としても、空床補償経費について国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。
あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が講じられるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。
- がん患者、透析患者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

- 患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないように、原則として入院後の無症状者や軽症者の宿泊施設での療養等を行うこととし、順次宿泊施設を確保し、医師・看護師等医療体制を整備し、療養を開始する。
 - ・4/11～ ニチイ学館ポートアイランドセンター宿泊棟(100室)
 - ・4/13～ ホテルリブマックス姫路市役所前(78室)
 - ・4/17～ ホテルヒューイット甲子園西館(200室)
(＊本館は通常営業中)
- ・その他合わせて計700室程度を確保していく。

○今後、患者が増加した場合には、宿泊施設の一層の確保を図る。さらに患者が増加する場合には、感染症対策を徹底の上、自宅待機等での入院調整も検討する。

(3) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来医療機関（46 病院）について、患者の動向を踏まえ、阪神間を中心に、さらなる増加を図る。
- 各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来設置等での外来対応に向け、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。

(4) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療用マスクについては、国や団体、友好省等からの提供や寄贈により、県全体で概ね 6 月下旬まで確保できているが、特に確保が困難な医療用マスク（N95）を中心に引き続き確保を図る。
- 防護服等については、県全体では約 1 か月強の確保が見込まれるが、防護服・ガウンについては5月中旬までの確保となっていることから、今後さらなる確保を図る。

(5) 感染者受入医療機関等への支援

- ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町（神戸市を除く）で協働して、（公財）兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附による勤務環境改善等の支援事業を実施する。

2 学校等

(1) 公立学校

緊急事態宣言を受け、県内全ての県立学校を4月9日から5月6日まで、臨時休業している措置について、県内及び近隣府県の感染状況等を踏まえ、5月31日まで延長夏期休業の縮小を含めて、授業計画の再検討を行う。なお、緊急事態宣言が解除されるなど状況の変化があった場合は、改めて、学校運営の方針を検討

市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）においても、設置者に対し県の取組を周知

なお、幼稚園・幼稚園型認定こども園の預かり保育は必要に応じて設置者で判断

<県立学校の取扱い>

登校可能日	週1日（第5学区は週2日を上限とし、学習支援のための補習を認める）とし、午前中の設定を原則とするが、当面の間、設定しない。
登校時間	通勤時間帯を避ける
下校時間	午前中で下校
授業時間	実施しない
部活動	実施しない
在校生・新入生説明会	4月8日午前中に在校生説明会（学年別に時間を変えて実施）、 4月8日午後から新入生説明会 いずれも最少人数で簡素化し、感染防止の措置を講じた上で実施 （例：参加人数の精選、時間短縮 等）
その他	・学習機会を保障するための学習支援の実施、臨時休業期間中における児童生徒の心のケア、児童生徒の運動不足の解消に向けた対策の検討 ・学校以外の公園での運動等を除く、不要不急の外出を自粛

(2) 県内大学

- 県立大学をはじめ、県内大学については、5月6日まで臨時休業を要請
- 臨時休業要請が継続される場合には、県立大学は5月7日から全学で本格的に遠隔授業を実施予定

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 高専、私立小中高、専修学校・各種学校
県立学校の取扱いを周知
- 私立幼稚園・幼稚園型認定こども園
県立学校の取扱いを周知
なお、やむを得ない預かり保育は実施することも可

3 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設について、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の継続を要請
- 通所・短期入所サービス利用者については、家庭での対応が可能な場合などは、可能な限り利用の自粛を要請
- 通所・短期入所事業所において必要な場合には、代替サービスである訪問系サービスの利用を要請し、その提供が円滑に行われるよう事業者間の連携強化を要請
- 面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き、中止すべきことを要請

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 感染防止対策を厳重に徹底した上で、原則として、保育サービス等の事業の継続を要請
- 利用者には、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛を要請
- 保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育の支援を要請

4 社会教育施設等

- 県内全ての社会教育施設に対し、休館（屋外施設の利用は可）又は休業を要請
- 主な施設の対応
 - ・県立美術館、芸術文化センター等の施設については、4月8日から5月6日まで休館（屋外施設の利用は可）

5 県立都市公園

- 県立都市公園の屋内施設、運動施設、遊具及び駐車場については、5月6日までの間、閉鎖する。ただし、公園そのものは開園する。
- 併設のレストラン・売店等については、運営事業者に営業自粛を要請

6 5以外の県立公園等

- 下記の県立公園等について、4月14日から5月6日までの間は休園とする。
- 併設のレストラン・直売所等については、運営事業者に営業自粛を要請
 - ・県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センター、県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター

7 事業者への休業要請等（令和2年4月15日～5月6日）

(1) 遊興施設等の休業等

- ・県内における一層の感染拡大防止に向け、遊興施設、運動施設・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設、学校、大学・学習塾等については、休業を要請
- ・休業要請を行った事業者について、休業による影響を受けるため、国の緊急経済対策の持続化給付金に加え、県・市町が協調して一定の経営継続支援金を支給

(2) 遊技施設等への休業要請（法第45条第2項、第4項）

- ・休業要請の対象で使用を継続している施設について、使用の継続を行う場合に新型コロナウイルスのまん延につながるおそれがあると認められる施設に対して休業要請を行うとともに、施設名等を公表

(3) 社会生活を継続するうえで必要な施設の事業継続

- ・社会生活を継続するうえで必要な医療施設、スーパー・コンビニ等の生活必需物資販売施設、飲食店（朝5時から夜8時までの営業、酒類の提供は夜7時まで）、宿泊施設、交通機関、金融機関、官公署、メディア、葬儀場、理美容店等については、事業継続を要請
- ・保育所、学童クラブ、介護老人保健施設等についても、事業継続を要請（ただし、通所又は短期間入所の利用者は、家庭での対応が可能な場合には利用の自粛を要請）

(4) 大型連休期間における追加措置

行楽を主目的とする宿泊施設、床面積100㎡以下の学習塾、商業施設等について大型連休中の休業を追加要請

8 事業活動への支援等

○中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

○金融機関への配慮要請

- ・既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等

○企業等の事業継続支援

ア 中小企業融資制度による対応

- ・融資目標額の引き上げ（3,600億円→1兆円（+6,400億円））
- ・信用保証における審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・新型コロナウイルス対策資金、経営活性化資金、借換資金、危機対応資金を提供
- ・新型コロナウイルス感染症対応無利子資金
国の利子・保証料軽減制度に連動した融資制度を新設
（限度額：3,000万円、当初3年間無利子、保証料軽減）
- ・セーフティネット保証5号対象外業種について保証対象へ追加（5月上旬～）
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用

イ 休業要請事業者経営継続支援事業

国の持続化給付金に加え、県・市町が協調して経営継続支援金を支給

休業の期間に応じて給付額は異なる

最大の給付額：中小法人100万円、個人事業主50万円

（飲食店・宿泊業等については法人30万円、個人15万円）

ウ 持続化給付金の活用

対象：売上が50%以上減少した事業者、上限額：法人200万円、個人事業主100万円

エ 雇用調整助成金の活用

- ・4月1日から特例措置により拡充
(①助成率引上(大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5)、②雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象)
※解雇等を行わない場合は、大企業3/4、中小9/10
- ・4月10日以降申請書類の大幅な簡略化
(①記載事項を約5割削減、②添付書類の削減等)
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

○生活福祉資金特例貸付の拡充

- ・3月25日から新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施

9 事業継続等の要請

○関係団体を通じ企業等に対し接触機会低減の取組を要請

- ・在宅勤務(テレワーク)や、テレビ会議の利用などにより、原則として出勤者の7割削減
- ・職場での「3つの密」(密閉、密集、密接)の回避
- ・職場内の換気の励行、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

○飲食料品・生活必需物資供給、食堂・レストラン、金融・物流運送など、県民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持に必要なサービスについて、来客及び従業員に対する感染防止措置を徹底

○業界団体を通じ、スーパーマーケット等における来店者の密接防止策の取組を要請(4/24)

○食料の安定供給については、関係者の事業継続を要請

10 イベントの開催自粛要請等

○イベント・集会等については、集団感染のリスクが懸念され、人の密集が生じることなどから原則として、中止・延期を要請

○開催の必要があると判断する場合は、感染予防措置の徹底、密閉空間・密集場所・密接場面の「3つの条件」の回避などの対応を要請

○大型連休期間において、観光施設等に人が集中するおそれがあるので、当該施設におけるイベントの中止等を要請

11 外出自粛要請(法第45条第1項)

○生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請

- ・特に、東京、大阪などの人口密集地との不要不急の往来の自粛
- ・夜間から早朝にかけて営業し接客を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛
- ・不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛
- ・特に、大型連休期間における外出の自粛

○自粛の対象とならない外出の例は、次の通り

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、事業継続に必要な最小限度の職場への出勤、屋外での運動、散歩等

○「三つの密」(密閉、密集、密接)が重なる懸念のある集会・イベントへの参加自粛を要請

12 海外からの帰国者への対応

- 指定された場所（自宅など）での14日間の待機
- 保健所等による健康観察への協力
- 咳や発熱等の症状が現れた場合の帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所・保健所）への相談
- 入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

13 風評被害対策等

- 医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静に対処
- 医療機関、スーパー、金融機関など県民生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう冷静に対応

14 庁内の対応等

- 職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す
- 職員の感染予防対策
 - ・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用
 - ・50人以上の会議の原則自粛
 - ・会議・打合せ等でのマスク着用
 - ・テレビ会議システム活用機会の拡充
 - ・県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
 - ・各職場における感染防止策の徹底
 - ・庁内連携によるコールセンター・健康福祉事務所等の体制強化
- 市町職員の在宅勤務の活用による出勤者7割削減の要請

ゴールデンウィークを迎えるにあたって ～県民・事業者の皆様へのお願い～

新型コロナウイルス感染者の発生は依然として続いています。感染者の発生を抑えるためには大型連休を迎える今こそ、接触機会の8割削減に向け、外出の更なる抑制が必要です。

緊急事態措置期間中である今回のゴールデンウィークにおいては、これまで以上のご協力をお願いします。

1 県民の皆様へ

(1) 外出の自粛

生活維持に必要な場合を除き、外出を控え、自宅で過ごしてください。

(2) 「ひょうご五国」間やこれを越えた移動の自粛

特に帰省や観光、海、山等のレジャーなど、「ひょうご五国」間やこれを越えた移動は控えてください。

(3) 公園等での「密」の回避

健康維持などのため公園等に行く際は、混雑時の利用を避け、人と人との距離をとってください。

(4) スーパー、商店街等での留意点

スーパー、商店街等へは、家族連れなど多数での来店を避けてください。

2 事業者の皆様へ

(1) 休業要請

遊興施設、遊技施設、劇場、映画館など休業要請等の対象施設は、引き続き休業にご協力をお願いします。

(2) ホテル、旅館、100㎡以下の商業施設等への休業協力依頼

ゴールデンウィーク期間中は、行楽客用のホテル、旅館、100㎡以下の商業施設等も休業にご協力ください。

(3) スーパー、商店街等への協力依頼

スーパー、商店街等では、混雑時の適切な入場制限やレジ前の並び位置の指定、対面パーティションの設置等、人と人との距離の確保に留意してください。

県民のいのちと健康を守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、ご理解、ご協力をお願いします。

令和2年4月28日

兵庫県知事 井戸 敏三